

福島県スポーツ選手育成事業負担金交付要綱

(目的)

第1条 公益財団法人福島県体育協会会長（以下「会長」という。）は、国民体育大会等において優秀な成績を収めるため、福島県中学校体育連盟、福島県高等学校体育連盟、公益財団法人福島県体育協会加盟競技団体及び本協会が指定した学校等（以下「体育団体等」という。）に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で負担金を交付する。

(対象事業及び対象経費)

第2条 会長は、体育団体等が実施する事業に対し、別表に定めるところにより負担金を交付するものとする。

(負担金の交付申請)

第3条 この負担金の交付を受けようとする体育団体等の長は、負担金交付申請書（第1号様式）を、別に定める期日までに提出しなければならない。

(負担金の交付決定及び通知)

第4条 会長は、前条の規定による負担金交付申請書の提出があったとき、又は第7条の規定による事業変更承認申請書の提出があったときは、これを審査し、必要があると認めたときは、交付決定を行い、負担金交付決定通知書（第2号様式）を申請者に通知する。

(負担金の概算払請求及び交付)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、負担金の概算払をすることができる。
2 負担金の概算払を受けようとする体育団体等の長は、負担金概算払請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

(事業の遂行)

第6条 体育団体等の長は、負担金の交付の目的及び交付決定の内容に従い、最小の費用で最大の効果を上げるよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画の変更承認)

第7条 体育団体等の長は、負担金の追加交付を受けようとする場合、又は総事業費が負担金を下回る場合には、事業変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第8条 体育団体等の長は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、事業の中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 体育団体等の長は、事業の完了の日から30日以内、又は当該年度の3月31日（負

担金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の4月10日）のいずれか早い日までに事業実績報告書（第6号様式）を会長に提出しなければならない。

（負担金の額の確定及び通知）

第10条 会長は、前条の規定による報告を受け、その内容を審査のうえ適當と認めたときは、交付すべき負担金の額を確定し、負担金確定通知書（第7号様式）により体育団体等の長に通知するものとする。ただし、確定額が負担金の交付決定額と同額であるときは、当該体育団体等への通知を省略することができる。

（事業の調査及び検査）

第11条 会長は、負担金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、事業の遂行状況を現地調査し、関係書類帳簿等を検査することができる。

（負担金の返還）

第12条 会長は、次のいずれかに該当すると認めたときは、体育団体等の長に対し、負担金の額を減額し、一部又は全額の返還を命ずることができる。

- 1 対象事業に要した経費が、負担金の額を下回った場合
- 2 交付した負担金を、目的以外の用途に使用した場合
- 3 事業計画の変更承認を事前に受けなかった場合
- 4 対象事業の遂行状況調査及び関係書類の検査を拒んだ場合
- 5 その他不正な手段により負担金の交付を受けた場合

（負担金の経理）

第13条 負担金の交付を受けた体育団体等の長は、負担金の収支状況を記載した会計帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収支額を記載し、負担金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 体育団体等の長は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して、前項の会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月26日から施行し、平成25年度の負担金から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。